

令和6年度第12回

登別市教育委員会会議録

日 時 令和7年3月27日（木）午後4時30分

場 所 登別市民会館 小会議室

第12回 教育委員会議事日程

1 日 時 令和7年3月27日（木）午後4時30分

2 場 所 登別市民会館 小会議室

3 議案

- 報告第14号 令和7年度第1回登別市議会定例会一般質問について
報告第15号 教職員人事の内申に係る臨時代理について
報告第16号 教育委員会事務局職員の人事異動に係る臨時代理について
議案第19号 公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定について
議案第20号 登別市学校適正配置基本方針の改訂について
議案第21号 第3次登別市文化振興基本計画の策定について
議案第22号 第3次登別市スポーツ推進基本計画の策定について
議案第23号 のぼりべつ文化交流館条例施行規則の廃止について
議案第24号 登別市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

4 情報提供

- (1) 令和6年度コミュニティスクール（学校運営協議会）の実施状況について
(2) 令和6年度進路状況について
(3) 郷土資料館特別展「はじめまして！」の開催について

5 出席者

（教育委員会4名）

教育長	安宅 錦也	委員	赤井 秀輝
委員	堅田 裕	委員	木村 雅美

（事務局12名）

教育部長	館下 貴子	教育部参与	菅田 浩之
教育部次長	西川原 邦彦		

総務グループ総括主幹	古村 健	建築主幹	南雲 宏明
学校教育グループ総括主幹	林倉 邦明	学務主幹	秋葉 洋範
学校給食センター長	松田 大輔		
社会教育グループ総括主幹	大越 智輝	地域クラブ活動推進主幹	相澤 恭介
文化・文化財主幹	菅野 修広		
事務局（総務グループ）	山中 慧崇		

安宅教育長：ただいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、令和6年度第12回教育委員会を開会します。本日の議事は、報告3件、議案6件、情報提供3件となっております。

最初に、報告第14号「令和7年度第1回登別市議会定例会一般質問について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

西川原次長：報告第14号「令和7年第1回登別市議会定例会一般質問について」ご説明いたします。

今回の一般質問は、14名の議員から質問があり、3月3日から5日間の日程で行われました。そのうち、教育関係は9名の議員から質問がありましたので、その概要についてご報告します。

議案書2ページ 足立議員からは、「喫煙率低下へ向けた取組について」として、「教職員の喫煙率について」、「喫煙による健康への影響に関する知識を広める教育について」質問がありました。

教職員の喫煙率は把握していないこと、喫煙による健康への影響に関する知識を広める教育を学年に応じて学習しており、今後も継続していくことなどについて、教育部長より答弁しました。これら答弁に対し、再質問があり、今後も教職員の喫煙についてアンケート調査する考えはないこと、学校敷地内禁煙の徹底のほか、サードハンドスモークを含む受動喫煙による児童生徒の健康への影響が及ばないよう学校に周知していくことなどを答弁しております。

次に、議案書3ページ、成田議員からは、「教育行政執行方針の取組について」として、「社会教育について」、「文化・スポーツの振興への取組について」質問があり、文化・スポーツ団体の現状と課題認識として、高齢化や会員減少、それに伴う担い手の育成などが課題であり、これは、文化・スポーツの振興においても課題であること。文化・スポーツの各基本計画について、計画期間中はコロナ渦で大きな影響があった一方、文化・スポーツの価値が再認識されたこと。両計画に基づき、各施策を展開することで、一定の振興を図ることができたものと認識していること。次期計画について、文化の計画では各団体等の役割をより具体的に位置づけたほか、近年の持続可能性やウェルビーイングといった価値観も盛り込んだこと。スポーツの計画では、「スポーツの持つ力」を最大限活用するため、基本理念や推進体制を新たに定めたこと。登別市文化・スポーツ振興財団をはじめとした関係団体と連携・協力しながら、持続可能な文化・スポーツの振興を目指していくことなどを教育部長より答弁しております。これら答弁に対し再質問があり、トップレベルの文化芸術やアスリートとの交流は今後も継続したいこと。文化・スポーツ振興財団を主体に関係団体との連携強化を図り事業展開を目指していること。登別市地域クラブの文化芸術の展開状況、まちづくりや地域の活性化について、相談があった場合には、連携・協力を努めること等を答弁しております。

次に、議案書4ページ、田中議員からは、「市指定文化財と市内文化財の保護の考え方について」として、「市指定文化財について」、「市内文化財保護や活用の考え方について」、「全市観光の促進とのぼりべつ遺産（仮称）の創設について」として質問がありました。

登別市文化財保護条例に規定する市指定文化財の定義や認定方法、所有者に保護・保全の周知を図っていること。市指定文化財以外にも移住やアイヌ文化に関する物など市内には多くの文化財があると認識していること。市民に文化財を知ってもらうことが保護にもつながると認識し、様々な取組を行っていること。のぼりべつ遺産創設は、本市に適したものになるよう検討することが肝要であること。制度創設の先には、市民のまちへの誇りや観光資源としても期待できるが、実施には多くの課題があることなどについて教育部長より答弁しております。これら答弁に対し、再質問があり、のぼりべつ遺産の創設には、その目的や基準など整理する課題が多いこと。市指定文化財所有者からこれまで保護・保全、修理やその費用負担等の相談等は無いこと。のぼりべつ遺産が創設され、ふるさと納税が活用できた場合、財政的な意義は大きいと捉えていることなどについて答弁しております。

次に、議案書5ページ、今野議員からは、「教育行政執行方針について」として、「いじめ・不登校について」、「社会教育について」質問があり、令和6年度の教育行政執行方針で示した「SOSの出し方に関する教育」や「鬼っ子フォーラム」などの取組成果のほか、令和7年度においても同様の事業を継続し、「いじめは絶対に許されない」という風土の醸成を期待していること。教育支援センターの支援内容、不登校傾向や集団に馴染めない児童生徒の学級以外での居場所づくりなどの支援体制について調査・研究を進めていくこと。社会教育については、「登別市地域クラブ」でこれまでの学校部活動にはなかった合唱や、チーム編成が困難だった集団競技などの活動機会の確保が図られている一方、地域指導者の確保や、冬期間の活動場所の確保、移動方法などの課題があること。将来にわたって中学生がスポーツ・文化芸術に親しむことができる環境を目指し、引き続き、地域クラブ活動事業を推進していくことなどを教育部長より答弁しております。これら答弁に対し、再質問があり、不登校児童生徒の保護者会等が立ち上がった場合、必要な支援をすること。登校できない児童生徒に対し、家庭訪問やオンライン学習、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援等により不安軽減を図っていること。地域クラブでは、活動する時間帯に指導可能な人材確保が課題であること。近隣市町に人工芝グラウンドがあるが、サッカーの練習会場は、他自治体も主に土のグラウンドで活動しているものと認識しており、特に格差等は生じていないと考えていることなどについて答弁しております。

次に、議案書7ページ、千田議員からは、「教育行政執行方針のスポーツ施設について」として、「本市のスポーツ施設について」質問がありました。

本市のスポーツ施設は、市の中央付近に位置しており、市民にとって比較的アクセスしやすい場所にあること。設置位置・距離を自治体と比較したことはないこと。各スポーツ施設は老朽化が進んでいるが、計画的な改修等により維持管理を行っているほか、既存施設の有効活用もしていること。スポーツ施設整備等の考え方は、登別市総合計画第3期基本計画と整合性は図られていることなどを教育部長より答弁しております。これら答弁に対し、再質問があり、各施設への移動は、自家用車、バスなど複数の移動手段によりアクセスがしやすいこと。どのような位置に施設があっても一定程度遠い方は発生すること。今後も新たな整備は行わず、スポーツ施設の延命化を図りつつ他の既存施設の有効活用などでスポーツ活動の場の確保・充実に努めていくことなどを答弁しました。

次に、議案書8ページ、戸井議員からは、「教育行政執行方針について」として、「地域とともにある学校づくりについて」、「確かな学力の定着について」など、議案書記載の5項目について質問がありました。

中学校区での学校運営協議会は、既に多くの校区で中学校区合同の開催は実施しているが、今後も、校長会と設置に向け協議を継続すること。地域による温度差は生じないと考えていること。現在は全小中学校でタブレット端末の持ち帰りを実施していること。令和7年度より全ての小学4年生以上に、算数・数学のデジタル教科書を導入し、効果的な活用を進めること。AI対応の学習アプリを導入し、授業での活用のほか家庭学習の習慣化につなげること。タブレット端末の更新を令和8年度に予定していること。キャリアパスポートは自己実現につなげるためのツールとして活用していること。通学路の危険箇所の把握・対策に努めていること。教育行政執行方針の全ての施策により、こどもファーストの理念のもと、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒を育成していくことなどを教育部長より答弁しました。これら答弁に対し、再質問があり、中学校区での学校運営協議会の設置は、今後の学校適正配置も踏まえながら検討すること。タブレット端末を紛失したり、毀損した場合、故意であれば保護者に損害賠償を求めるが、これまでそのような事例はないこと。様々な教育の推進と安心安全に学べる環境の整備を地域とともに進めていくことが、こどもファーストだと考えていることなど答弁しました。

次に、議案書10ページ、杉尾議員からは、「登別市内の不登校について」として、「登別市内の不登校の状況」、「不登校となっている現状把握」など、議案書記載の4項目について質問がありました。

過去10年間の登別市内の不登校の状況、不登校の要因として「学業不振」等のほか、複数の要因によるもの、理由が明確で無いケースが増加していること。各学校では、タブレット端末を利用した「心の健康観察」を活用し、様々な支援を行っていること。各種研修による教員のスキルアップやスクールカウンセラー等の派遣、鬼っ子広場の開設、

フリースクール等のガイドラインを整備したこと。学級以外の居場所などについて調査研究することなどを教育部長より答弁しました。これら答弁に対し、再質問があり、過去10年間でいじめを原因とした不登校は発生していないこと。「心の健康観察」の具体的な活用事例、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの相談件数、市内外のフリースクールの状況やガイドラインの内容、不登校特認校の設置の検討はしていないことなどを答弁しております。

次に、議案書11ページ、若木議員からは、「室蘭市と共同運用する新学校給食センター整備にかかる進捗状況について」として、「(仮称)室蘭市・登別市新学校給食センター整備基本計画について」、「(仮称)室蘭市・登別市新学校給食センター整備基本計画策定等支援業務委託について」、「設置に係る協議会の設置と費用について」質問がありました。

計画策定にあたり、効率的な施設規模や設備導入の検討、複数の配送経路確保等を要望していること。市内企業の参画は、基本計画で示す整備手法等を踏まえ今後、協議を進めること。防災機能を含めた付加機能は、事業費の大幅な増額は避けることとして協議を進めていること。基本計画策定後のスケジュールは基本計画で示す予定の整備手法等に基づき作成すること。情報提供は、両市で足並みを揃え実施すること。提供食数の設定は、供用開始予定の令和11年度時点における児童生徒数等を推計して設定すること。提供食数の減少は、基本計画の中で対応を検討すること。基本計画策定等支援業務委託は、専門的な知識を有する事業者の基本計画の策定を支援してもらうことを目的とし、提供食数の推計、計画食数の検討・設定、導入機能・規模・運営内容等の検討としていること。本委託は、両市のいずれかに入札参加資格があるものを対象とし、株式会社サン設計事務所が327万8千円で落札し、令和6年9月12日から令和7年7月31日までを契約期間としていること。費用は、室蘭市と合意書等で定めた按分率に基づいて算出していること。今年度を実施した建設予定地の地質調査と測量調査の委託料も同様の案分率で算定した額を負担していること。地質調査結果で、事業に大きな支障は確認されなかったこと。協議会の設置は、引き続き協議していること。発注方式は、両市にとって最も適した方式を採用すること。建設費、運営費の再試算については、現状の建設資材、人件費の高騰等を踏まえたうえで積算を行い、基本計画の中で概算事業費を示したいこと等を教育部長より答弁しております。これら答弁に対し、再質問があり、配送経路は、メインルートの外に道央自動車道も含めた複数の経路の検討を要望していること。登別商工会議所からの要望を踏まえ受注機会確保に努めることとし、供用開始後の食材等の発注においても対等に入札に参加できるように室蘭市と協議を進めたいこと。発注方式は基本計画において比較検討すること。市内事業者の飲用牛乳の再開は難しいが、調理用牛乳は現在も利用しており、広域になっても活用を提案したいこと。国の補助金における規則で学校給食以外の目的での施設利用は少なくとも10年以上経過しな

いとできないこと。委託受託者であるサン設計事務所の過去の受注実績及び室蘭市との経費案分の算出方法、現地の住民説明会の確認、費用が増額となった場合には、市財政への影響を十分に踏まえ、改めて検討する必要があることを教育部、総務部でそれぞれ答弁した後、副市長より、安全・安心で安定的な学校給食の提供が最も重要と認識したうえで、今後示される概算事業費も相当増額されると想定されるが、本事業は室蘭市との共同事業であることから、本市としては、概算事業費が今後の行財政にどのような影響を及ぼすのかなど分析し、室蘭市ともその後の方向性について、しっかり検討する必要があるものと認識しているほか、財政議論だけで判断すべきではない側面もあるので、大所高所からの決定が必要となる旨、答弁しております。

また、若木議員からは、道内で進められている学校給食の民間委託について、事例紹介があり、これについての見解等は特に求められませんでした。

最後に、教育委員会では登壇答弁していないことから、議案書にはありませんが、3月3日、小栗議員から、「防災対策について」として、「避難所となる学校施設の防災機能強化について」質問があり、学校体育館の空調設備整備及び断熱・遮熱対策については、国が今年度から令和15年度までを時限措置とした好条件の交付金を創設したことを受け、学校体育館への空調設備の設置は、児童生徒の安全確保にもつながることから、本交付金を活用は有効であると考えられる一方で、限られた財源の中で事業の優先度を勘案する必要があること、実施する場合は、市教育委員会と工法等についても検討していく旨を防災を所管する総務部長より答弁しております。これら答弁に対し、再質問があり、災害時の停電時にも有効なガス発電機を整備している学校は鷺別小学校のみであること、現状、他校での整備計画は無いこと等を総務部で答弁しております。

以上です。

安宅教育長：ただ今、報告第14号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

(「ありません」の声あり)

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件については、終了します。

次に、報告第15号「教職員人事の内申に係る臨時代理について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

林倉学校教育グループ総括主幹：別冊資料をご覧ください。

報告第15号は、「教職員人事の内申に係る臨時代理について」であります。

このことについて、北海道教育委員会から令和7年4月1日付けの教職員人事異動に係る内申について、令和7年3月10日までに提出を求められましたので、登別市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき臨時代理を行いましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。議案別冊の1ページから5ページに内示の内容を添付しておりますが、今回の異動者は、58名となっております。

以上のとおり、教職員人事の内申について、臨時代理を行いましたので、承認をお願いいたします。

安宅教育長：ただ今、報告第15号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

(「ありません」の声あり)

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件については、終了します。

次に、報告第16号「教育委員会事務局職員の人事異動に係る臨時代理について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

古村総務グループ総括主幹：報告第16号「教育委員会事務局職員の人事異動に係る臨時代理について」、説明させていただきます。

本日配布の追加議案書1ページをご覧ください。令和7年4月1日付けの事務局職員の人事異動について、2ページのとおり臨時代理を行いましたので報告を行い、承認を求めます。

その内容についてですが、議案書3ページをご覧ください。

はじめに、教育委員会から転出する職員です。左側が現在の所属、右側が新たな所属です。学校教育グループの林倉総括主幹が保健福祉部健康推進グループ総括主幹に、学校教育グループの石垣主査が議会事務局総務グループ主査に、学校教育グループの佐藤担当員が市民生活部税務グループに、学校給食センターの阿部担当員が保健福祉部社会福祉グループ生活支援相談室にそれぞれ異動となります。

続いて、議案書4ページをご覧ください。

こちらが、教育委員会事務局へ転入する職員となっております。左側が転入先の所属、右側が現在の所属となっております。保健福祉部健康推進グループの更科総括主幹が学校教育グループ総括主幹に、総務部DX推進室DX推進グループの澤口主査が学校教育グループ主査に、保健福祉部こども家庭グループの秋山主査が図書館主査に、なお、これに伴い図書館鈴木館長の主査の事務取扱が解かれます。市民生活部市民協働グループ

の谷担当員が学校教育グループに、保健福祉部こども育成グループの鳥海担当員が学校給食センターにそれぞれ異動となります。

これらについて臨時代理を行いましたので、承認をお願いいたします。

安宅教育長：ただ今、報告第16号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

(「ありません」の声あり)

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件については、終了します。

次に、議案第19号「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

古村総務グループ総括主幹：議案第19号「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定について」、説明させていただきます。議案書15ページをご覧ください。

GIGA スクール構想第2期における学習用端末の更新に際して補助を受ける場合、「GIGA スクール構想加速化基金管理運営要領」及び「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」に基づき、計画を策定し、公表することとされております。

そのため、「端末整備・更新計画」、「ネットワーク整備計画」、「校務DX計画」及び「1人1台端末の利活用に係る計画」の4つの計画について策定するものであります。

その内容についてですが、議案書16ページが「端末整備・更新計画」となります。学習用端末については、令和8年度に、小中学校の全児童生徒分に加え、補助対象となる、児童生徒数の15%の予備機を調達し、回収する端末はデータ削除のうえ、小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託することを計画しております。

次に、議案書17ページが、「ネットワーク整備計画」となります。本市においては、国が公表している「学校ネットワーク改善ガイドブック」の速度を確保できている学校がありません。そのため、本年度、職員が原因等について調査を行った結果を踏まえ、回線速度の向上に加え、GIGA スクール構想第2期にふさわしいネットワークの構成等を検討し、予算が確保出来次第、対応を図っていくことを予定しております。

「校務DX計画」と「1人1台端末の利活用に係る計画」につきましては、学校教育グループよりご説明いたします。

秋葉学務主幹：議案書の18ページと19ページをご覧ください。こちらは、「校務DX計画」となります。

令和5年8月に行われた中央教育審議会では、1人1台端末の積極的な活用や、クラウドツールを活用した教職員間での情報交換の励行や会議資料のペーパーレス化などを推進し、校務処理の負担軽減の推進や、学校と保護者間の連絡手段を原則としてデジタル化するなどの取組を進める必要性が示されました。

このことを踏まえ、現在本市において、校務系のネットワークと学習系のネットワークの2回線を利用していますが、これを1つにまとめることを検討する内容や、保護者との連絡体制の見直しを進めることについてなどの要点をまとめた計画となります。

続きまして、議案書の20ページと21ページをご覧ください。こちらは、「1人1台端末の利活用に係る計画」となります。

本市では、1人1台端末を日常的かつ主体的に活用することで、課題解決に向けた見通しをもち、必要な情報を取捨選択し、仲間と協力して解決していく児童生徒を育成を目指しております。

このような児童生徒を育成するため、本計画では、教職員を対象とした研修を開催し、さらなるさらなる利活用を推進するほか、児童生徒がこれまで以上に主体的に1人1台端末を使うことで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させ、一人ひとりの学びを保障することなど、これからの方向性をまとめた計画となります。

以上、ご審議をお願いいたします。

安宅教育長：ただ今、議案第19号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

(「ありません」の声あり)

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

安宅教育長：異議ないものと認めます。したがって、議案第19号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第20号「登別市学校適正配置基本方針の改訂について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

古村総務グループ総括主幹：議案第20号「登別市学校適正配置基本方針の改訂について」、説明させていただきます。議案書23ページをご覧ください。

本年1月の令和6年度第10回教育委員会で情報提供いたしました、登別市学校適正配置基本方針（案）について、1月31日から3月2日に意見公募を行ったところ、議案書24ページのとおり、1件の意見がありました。内容に変更が生じるものではありませんでしたので、別冊資料のとおり「登別市学校適正配置基本方針」を改訂するものであります。

以上、ご審議をお願いいたします。

安宅教育長：ただ今、議案第20号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

安宅教育長：異議ないものと認めます。したがって、議案第20号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第21号「第3次登別市文化振興基本計画の策定について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

菅野文化・文化財主幹：議案第21号について説明いたします。議案書25ページをご覧ください。

同計画策定のため計画案に対する意見公募を、令和7年1月31日から同年3月2日まで実施しました。

結果につきましては、26ページのとおり3件のご意見をいただきました。

1件目は、アンケートにある文化活動の選択肢についてのご意見であり、計画案への直接的なご意見ではないことから、今後のアンケート作成の参考とすると回答しております。

2件目は、アイヌ文化についてのご意見であり、「アイヌ文化」は本市にとって大切な文化の一つで復興・継承していくべきものと認識し、「登別市アイヌ施策推進地域計画」に基づき取り組んでいることから、引き続きアイヌ文化の振興に努めていくと回答しております。

3件目は、文化的活動や鑑賞についてのご意見であり、本計画にて多彩な文化芸術鑑賞事業の開催や関連情報の周知を図っていくとの施策の方向をお示ししていると回答をしております。

これら、いただいた意見につきましては、既に計画に盛り込んでいる内容を含め、新たに計画に盛り込むことはせず、この結果を踏まえて、別冊資料のとおり同計画案を成案としたことから教育委員会において承認を求めるものです。

本日の教育委員会で議決いただいた場合には、速やかに計画を公表する予定としております。ご審議をよろしくお願いいたします。

安宅教育長：ただ今、議案第21号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

(「ありません」の声あり)

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

安宅教育長：異議ないものと認めます。したがって、議案第21号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第22号「第3次登別市スポーツ推進基本計画の策定について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

相澤地域クラブ活動推進主幹：議案第22号、「第3次登別市スポーツ推進基本計画の策定について」ご説明いたします。資料は27ページとなります。

第10回教育委員会において、本計画案にかかるパブリックコメントの実施について情報提供しておりましたとおり、令和7年1月31日(金)から同年3月2日(日)まで意見を公募いたしましたが、本計画案に対する意見はありませんでした。

この結果を踏まえ、同計画案を成案とし、第3次登別市スポーツ推進基本計画について、別冊資料のとおり策定するものであります。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

安宅教育長：ただ今、議案第22号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

(「ありません」の声あり)

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

安宅教育長：異議ないものと認めます。したがって、議案第22号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第23号「のぼりべつ文化交流館条例施行規則の廃止について」及び議案第24号「登別市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」につきましては関連しておりますので、一括して事務局からの説明をお願いします。

菅野文化・文化財主幹：はじめに議案第23号についてご説明いたします。本日配布の追加議事の5ページをお開きください。

令和7年登別市議会第1回定例会において、のぼりべつ文化交流館条例の廃止が議決されたことから、関連する本条例施行規則を廃止するものであります。

次に、議案第24号は、追加議事の8ページをお開きください。のぼりべつ文化交流館の廃止に伴う、関連規則の改正になります。

改正の詳細につきましては、10・11ページのとおりとなっております。廃止となる「のぼりべつ文化交流館」の文言を削除する改正になります。

第23号及び第24号議案の規則の施行は、令和7年10月1日からとなります。

以上、ご審議をよろしくお願いします。

安宅教育長：ただ今、議案第23号及び議案第24号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

(「ありません」の声あり)

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

安宅教育長：異議ないものと認めます。したがって、議案第23号及び議案第24号については、原案のとおり決しました。

以上で本日の議事は全て終了しました。次に事務局から情報提供をお願いします。

菅田参与：令和6年度コミュニティ・スクール（学校運営協議会）実施状況について、情報提供いたします。情報提供資料では、1ページから11ページに、各学校の実施状況を記載しております。

各学校におきましては、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けることなく、年間3回から5回程度、学校運営協議会を実施することができました。

議題につきましては、学校の経営方針について承認をいただくほか、各教育活動の説明や実施状況、学校評価結果などを通して、学校の運営状況をお知らせするとともに、授業参観を実施して児童生徒の活動の様子を確認してもらい、学力向上の取組、いじめ・不登校への対応、交通安全の取組のお願いや生活習慣改善に関わる理解についてなど、話し合う内容は多岐にわたり、委員から貴重な意見をいただいている状況です。

令和7年度は、これまでの成果と課題を検証し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるため、地域と学校の連携・協働体制がいかにあるべきか、また、小中一貫教育の推進のためにも、小中学校合同による学校運営協議会の開催頻度を増やし、中学校区単位での設置についても校長会と協議しながら検討し、今後の方向性を明らかにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

秋葉学務主幹：令和6年度市立中学3年生の進路状況についてお知らせします。お手元の資料「令和6年度登別市立中学校進路状況」をご覧ください。

公立高校につきましては、212名が進学いたします。私立高校につきましては、64名が進学いたします。このほか、6名が2次募集をしている高等学校の受験をしております。また、1名につきましては、進学ではなく、就職いたします。

以上です。

菅野文化・文化財主幹：郷土資料館特別展「はじめまして！」について、情報提供します。資料は別添のちらしになります。

郷土資料館では、ご寄贈いただいた資料を「はじめて」見ていただく特別展を毎年開催しております。

今年度は、寄贈された177点および購入1点の資料の中から77点を展示しております。

内容としましては、第一滝本館で仲居を務めていた女性が著名人よりもらい受けた揮毫や幌別地区で長く経営していた「お菓子のポニカ」に関連する資料などテーマも幅広く、懐かしさや初めて知るまちの歴史や文化に出会える展示となっております。

会期は、4月13日までとなっておりますので、ぜひご来館ください。

安宅教育長：ご質疑等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

安宅教育長：それでは、すべての案件が終了しました。

委員の皆様より、情報提供等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

安宅教育長：最後に、4月の定例教育委員会の開催日について予定したいと思いますが、次回の開催日について、事務局の方で考えがあればお願いします。

古村総務グループ総括主幹：定例の教育委員会につきましては、毎月最終木曜日に開催しているところでありますので、4月については、4月24日木曜日の16時30分からと考えております。

安宅教育長：それでは、事務局より提案のありました4月24日木曜日で皆様のご都合は如何でしょうか。

(「大丈夫です」との声あり)

安宅教育長：では、決定とさせていただきます。詳細につきましては、後日事務局よりお知らせ願います。

以上で本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。